

平成30年度包括外部監査 指摘事項・意見措置状況一覧

テーマ:結婚、妊娠・出産、子育てへの支援の行政の財務事務の執行及び事業の管理について

報告書頁	区分	プランの柱	概要	内容	措置状況
84	指摘1	子育て マイ保育園事業費 【少子化】	「交付要綱に基づかない支出」	実績報告を査閲したところ、「マイ保育園地域子育て支援拠点化推進事業」において、プラン作成の実施施設数がゼロにも関わらず、市町事務費を補助申請している市町があった。 プラン作成に備えて事前にファイル等の消耗品を購入していた市町もあったが、「マイ保育園登録事業」の事務費に充てている市町もあった。 県は、マイ保育園登録推進のための市町事務費も「マイ保育園地域子育て支援拠点化推進事業」の補助対象事務費として捉え、申請があれば認めているとのことだが、交付要綱に基づかない支出は認められるべきではなく、今後の申請は行わないよう指導するべきである。なお、「マイ保育園登録事業」の事務費補助がない点が、事業の継続を困難にするものなのか調査し、必要があれば「マイ保育園登録事業」の補助金交付要綱を見直すことが望まれる。	交付要綱に基づく補助となるよう、交付要綱の見直しを行った。具体的には、「マイ保育園」に係る事業ごとに分かれていた交付要綱を統一するとともに、広く「マイ保育園」の登録推進に係る事務費を補助対象とする旨、交付要綱に明記した。なお、市町に対し、改めて、補助内容の周知及び適切な補助申請の指導を行うこととした。
90	指摘2	子育て 一時預かり事業費補助金 【少子化】	「消費税等仕入控除税額の報告」	交付要綱において、「事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、報告しなければならない」とされているが、県が補助対象者から、その報告を受け取っていない事業が5つあった。 県は、補助事業者が、上記の報告をする必要がないのか、あるいは報告する必要があるにも関わらず怠っていたか、確認すべきであるが、その確認が行われていない。 ・一時預かり事業（事業3-2） ・地域子育て支援拠点事業（事業3-3） ・病児・病後児保育事業（事業3-7） ・放課後児童クラブ事業（事業3-8） ・次世代育成支援対策施設整備事業（事業3-21）	消費税仕入控除税額の報告の要否について、補助事業者に定期的に問い合わせる等、確認を行い、報告書の提出を指示することとした。
150	指摘3	子育て 小児慢性特定疾病対策事業費 【健推】	「起案書類への決裁日の記載漏れ、課長の押印漏れ」	起案文書に決裁日の記載漏れ、課長等の押印漏れが散見された。適切な権限者により適切なタイミングで決裁が行われていることを明確にするため、それらの事実を漏れなく起案書類に残すべきである。	速やかに起案し、決裁に十分な時間を確保するなどして、再発防止を徹底することとした。

平成30年度包括外部監査 指摘事項・意見措置状況一覧

テーマ:結婚、妊娠・出産、子育てへの支援の行政の財務事務の執行及び事業の管理について

報告書頁	区分	プランの柱	概要	内容	措置状況
30	意見1	結婚	「随意契約における目標設定と評価」 いしかわ結婚支援推進事業費【少子化】	いしかわ結婚支援推進事業の実施において、(公財)いしかわ結婚・子育て支援財団との随意契約となっている。随意契約としている理由としては、財団が持っている結婚支援に関するノウハウ・情報及び企業・団体とのネットワークを活用することが適当であり、財団に委託することが最も効率的かつ効果的であるため、とされている。 一方、現状、毎年度の実績報告は業務委託契約書に記載された委託業務の実施報告(回数・人数など)を受けているだけである。財団に当該事業を委託することが最も効率的かつ効果的であるというためには、少なくとも年度ごとの目標数値の設定を行い、目標数値に対する効果の測定及び効率性の検討を行うとともに、当該目標を達成するためにより効果的かつ効率的な他の手段がないか年度ごとに検討を行うべきであるが、その検討がなされていない。	いしかわ結婚支援推進事業の契約にあたり、エンゼルプランの目標数値を踏まえた年度ごとの目標を設定し、年度末に達成状況の確認、効率性の評価を行うこととした。
32	意見2	結婚	「年度単位での目標設定」 いしかわ結婚支援推進事業費【少子化】	エンゼルプラン上、「縁結びist」による成婚数の目標数値は累計で設定されている。また、エンゼルプラン上の目標設定とは別に、年度単位の目標設定を県、(公財)いしかわ結婚・子育て支援財団のいずれにおいてもしていないとのことである。 しかし、県から「縁結びist」促進事業の実施主体である(公財)いしかわ結婚・子育て支援財団への委託料の支出は年度単位で行われており、年度単位での目標数値を設定していないと各年度で行った支出の効果の検討・フィードバックが不可能となってしまう。支出が年度単位で行われている以上、目標設定も年度単位の数値とすることが望ましい。	いしかわ結婚支援推進事業の契約にあたり、エンゼルプランの目標数値を踏まえた年度ごとの目標を設定した。
34	意見3	結婚	「成果指標の設定」 いしかわ結婚支援推進事業費【少子化】	企業の取組促進事業での成果指標は特段設けていないため、成果指標を設定することが望まれる。なお、成果指標を設定する際には、当該事業は企業による結婚支援の取り組みを促進するためのものであるから、例えば、「いしかわ婚活応援企業認定数」などを成果指標として設けることが考えられる。	いしかわ結婚支援推進事業の契約にあたり、成果指標として「認定企業の情報交換会参加企業数」を設定した。
36	意見4	結婚	「優良事例への取組支援」 いしかわ結婚支援推進事業費【少子化】	市町の取組促進事業においては、市町の結婚支援の取組を促すために県内外の先進市町等の結婚支援の優良事例を学ぶセミナー(いしかわ結婚支援セミナー)を実施し、優良事例を市町の担当者に紹介・情報提供している。それらの優良事例で紹介された結婚支援の取組について市町で実施するかどうかは基本的に市町の判断によるところではあるが、優良事例に取り組む市町が多ければ多いほど、当然、結婚支援の効果は増大する。より施策の効果を加速するためには、単に優良事例を紹介するだけでなく、優良事例に取り組んだ市町に対して資金面でも補助し、優良事例に取り組む市町を一つでも増やすことが重要である。優良事例に取り組む意欲のある市町に対して国の補助制度の情報提供をより積極的に行うことや、県独自の補助制度の創設についても検討されたい。	市町が結婚支援に取り組むにあたっては、県と同様に内閣府の地域少子化対策重点推進交付金を活用することができるため、まずは、当該交付金を活用して取り組んでもらえるよう、今後様々な機会を捉え、市町に対し、積極的に情報提供していくこととした。

平成30年度包括外部監査 指摘事項・意見措置状況一覧

テーマ:結婚、妊娠・出産、子育てへの支援の行政の財務事務の執行及び事業の管理について

報告書頁	区分	プランの柱	概要	内容	措置状況
38	意見5	結婚	「成果指標の見直し」 いしかわ結婚支援推進事業費 【少子化】	高校生向け婚学セミナーの成果指標として、県内全高校での実施を掲げているが、セミナーを実施できていない学校側ではカリキュラムの関係上これ以上時間を割けないという事情を抱え、なかなか開催にまで結びついていないのが現状であると聞いている。その現状からすると、県内全ての高校でセミナーの開催実現を目標とするのは現実的ではないと考えられるが、高校生を対象とする意識啓発である以上、より多くの高校生の参加があればあるほど当然効果は得られるものと考えられるため、受講する高校生数を成果指標とすることが望ましいと考える。また、そのための施策として、例えば教育者向けの研修を実施し、各高校単位にて先生から生徒に対しメッセージを発信できるような体制を構築することも検討されたい。	いしかわ結婚支援推進事業の契約にあたり、成果指標として「セミナー参加者数」を設定した。また、高校では結婚や子育ても含めたライフプランの重要性について全ての生徒が学習することとなっているが、より多くの高校生に結婚・子育ての意義をより深く学んでもらうためにどのような体制を構築すべきか今後検討することとした。
42	意見6	結婚	「成果指標の設定」 いしかわ結婚支援推進事業費 【少子化】	「縁結びist」活動支援事業で成果指標は特段設けていないため、成果指標を設定することが望まれる。なお、成果指標を設定する際には、当該事業は「縁結びist」によるお見合い、イベントの実施を促進するためのものであるから、例えば、お見合い実施件数、イベント開催数を成果指標として設けることが考えられる。	いしかわ結婚支援推進事業の契約にあたり、成果指標として「『縁結びist』によるお見合い実施件数」、「『縁結びist』が開催したイベント数」を設定した。
43	意見7	結婚	「事務経費の取り扱い」 いしかわ結婚支援推進事業費 【少子化】	ゆるやかな出会いの機会の提供事業は補助金交付要綱によると、補助対象事業の遵守事項に実施に際し、参加者から参加料を徴収する場合は、個人的に消費する経費（飲食代等）の実費徴収程度とすることと記載があるものの補助案件の一部に事務経費（チラシの印刷代、郵送代）を参加者が負担しているものが見受けられた。要綱に当てはめると、事務経費を参加者に負担させることは実費徴収の範囲を超えており、要綱の趣旨に反している。 また、事務経費を参加者に負担させることがむしろ実態に即した適切な処理であるならば、要綱のほうを改定し、実態に合った要綱へ見直しをすることも検討されたい。	事務経費の一部を参加料から充当している場合も補助対象となるよう、要綱を改正した。
46	意見8	結婚	「参加機会の増加に向けた取組」 いしかわ結婚支援推進事業費 【少子化】	婚活スクール事業は、ここ2年は申込者数が常に参加可能者数を大きく上回っている。継続的に参加されている方や新規の申込者を共に広く参加希望者を受け入れるようにするためには、予算規模を拡大し、開催回数またはイベント1回あたりの参加可能人数を増やすことが期待される。	結婚支援事業全体の予算が限られる中、効果的な運営方法について今後検討することとした。

平成30年度包括外部監査 指摘事項・意見措置状況一覧

テーマ:結婚、妊娠・出産、子育てへの支援の行政の財務事務の執行及び事業の管理について

報告書頁	区分	プランの柱	概要	内容	措置状況
53	意見9	妊娠・出産	「実施要綱の見直し」 不妊治療費支援事業費補助金【少子化】	「石川県不妊治療支援事業実施要綱」（以下、実施要綱という）第6条で、「この事業の助成する額は、1組の夫婦に対して、前条の対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、1年当たり5万円を限度とする。」と記載されている。当該記載から「1組の夫婦に対して助成される」ことは読み取れるが、「1出産ごとに」助成を行うことは読み取れない記載となっている。担当者によると市町からの問い合わせに対して「1出産につき連続する2年である」と説明を行っているとのことであり、実施要綱を実態に即した内容に見直すことが望まれる。	実施要綱を改正し、「1出産ごとに」助成を行うことを明記した。
55	意見10	妊娠・出産	「成果指標の設定」 不妊治療費支援事業費補助金【少子化】	不妊治療費支援事業、不妊治療費助成事業（事業2-3参照）の成果指標は特段設けられていない。当該事業の趣旨は不妊治療を行う夫婦が助成を受けて治療を行い、子どもを授かることにある。まずは、不妊治療の利用者数が増えることが、治療を行い子どもが授かる機会を増やすと言え、例えば不妊治療の利用者数や助成実人数などを成果指標として事業の有効性を評価することが望まれる。	適切な成果指標の設定について、今後検討することとした。
55	意見11	妊娠・出産	「不妊治療に対する県民の理解」 不妊治療費支援事業費補助金【少子化】	治療を開始するという意思決定は、現実的には簡単なものではない。不妊治療に対する男性の抵抗感、女性にとっての治療への負担感などをできる限り取り除かなければ、不妊治療という一歩を踏み出すことは難しいと推察される。不妊治療を必要とする夫婦が、少しでも早く行動できるような啓発活動（セミナー主催や病院主催の勉強会）を行うことが有用ではないかと考えられる。	有効な啓発方法について、今後検討することとした。
59	意見12	妊娠・出産	「所得制限の撤廃」 不妊治療費助成事業費【少子化】	不妊治療に対しては男性の心理的な抵抗感、女性の治療における負担感が大きく、まず一歩を踏み出すことが難しいと考えられる。そんな中、所得制限を設けることは不妊治療の第一歩を遅らせてしまう可能性がある。また、近年の晩婚化で所得制限に抵触する世帯が増えてきているとも考えられる。近県である富山県は特定不妊治療に所得制限を設けておらず、730万円の所得制限の対象となる助成者は約1割程度とのことである。現状でも県独自の助成を行い、事業が有効に機能していると言えるが、所得制限を撤廃し助成が受けられる対象を増やすことも今後の有効な施策として導入を検討する余地があると考えられる。	所得制限の撤廃について検討するとともに、国に対し、特定不妊治療について、保険適用とするよう、全国知事会を通じて引き続き要望していく。

平成30年度包括外部監査 指摘事項・意見措置状況一覧

テーマ:結婚、妊娠・出産、子育てへの支援の行政の財務事務の執行及び事業の管理について

報告書頁	区分	プランの柱	概要	内容	措置状況
66	意見13	妊娠・出産	「実績報告書の添付書類」 産科医等確保支援事業 【地域医療】	補助額の確定には影響がないものの、実績報告書の添付書類に不備がある医療機関が見受けられた。当該申請書類は注書きが多く分かりづらいことから、記載例を添付するなどして、申請者に対して適切な指示を行うことが必要である。また、提出書類の簡素化の可能性についても検討が望まれる。	申請書類に記載例を添付する等、申請者に対して適切な指示を行うこととした。
66	意見14	妊娠・出産	「分娩手当に関する調査」 産科医等確保支援事業 【地域医療】	当該補助を受けるためには、分娩施設の就業規則において、分娩手当等に関する規定を設ける必要があり、補助制度の存在は県より全施設へ通知され、周知されているが、実際に補助金を活用している分娩施設は全体の40%程度である。 分娩可能な病院が分娩手当等をなぜ設けていないのか、または、規定を設けてもなぜ分娩手当の補助申請を行わないのか、その判断した理由及び、医療機関側のニーズをアンケート調査等で把握し、調査結果を受けて、現状制度の見直しも含めて検討することが望まれる。	分娩取扱機関に対して、分娩手当の規定の有無及び、規定を設けていない理由、設けていても補助金を活用しない理由をアンケート調査し、医療機関のニーズを把握することとした。
67	意見15	妊娠・出産	「研修医手当に関する調査」 産科医等確保支援事業 【地域医療】	研修医に対する手当は研修医を受け入れている病院の中で1病院のみが就業規則に記載し申請している。他の研修医を受け入れている病院が申請していない理由を調査し、補助制度の見直しの必要性がないか検討することが望まれる。	研修医を受け入れている医療機関に対して、補助金を活用しない理由についてアンケート調査等を行い、医療機関のニーズを把握することとした。
71	意見16	妊娠・出産	「実績報告書の記載内容の検討」 地域病院医師確保サポート事業 費補助金 【地域医療】	実績報告書に記載された活動経費は補助金額の上限である500千円分のみが記載されているため「地域病院サポートチームの活動に必要な経費」の1年間分を実績報告書に記載するよう指導することが望まれる。そのうえで、内訳に違和感のあるものがないか、適時検討することが望ましい。	活動経費の内訳を示すよう、実績報告書の様式を見直した。

平成30年度包括外部監査 指摘事項・意見措置状況一覧

テーマ:結婚、妊娠・出産、子育てへの支援の行政の財務事務の執行及び事業の管理について

報告書頁	区分	プランの柱	概要	内容	措置状況
85	意見17	子育て	「交付要綱及び実績報告書の見直し」 マイ保育園事業費 【少子化】	<p>実績報告書を閲覧したところ、「ワンランク上のマイ保育園推進事業」において、園開放時のおやつ・飲み物・プレゼントの購入費用を内容充実加算の経費として申請しているケースがあった。</p> <p>制度の趣旨に鑑みると、上記の購入費は基本分や園開放等開催回数増加加算の対象になったとしても、園開放等内容充実加算の対象にならないと考えられる。園によっては講師費用や遊具の購入費のみが申請されていた。補助対象経費の範囲について市町や園によって違いが生じないように、補助対象範囲をより明確に補助金交付要綱に記載することが望まれる。</p> <p>また、実績報告書において質の向上に要した経費の内訳を詳細に記載する様式となっていないことも要因と考えられることから、実績報告書の様式見直しに着手することが望まれる。</p>	<p>補助対象範囲についての見直しを図り、交付要綱に明記するとともに、市町に対して実績報告の際に詳細まで明記することを指示することとした。</p>
85	意見18	子育て	「成果指標の正確性」 マイ保育園事業費 【少子化】	<p>事業の成果指標として設定しているマイ保育園利用登録率について、平成29年度の算定式は、マイ保育園登録人数（平成30年3月31日時点）÷0～2歳の在宅児童数（平成29年4月1日時点）でなされていた。分母と分子で基準日が異なっており、マイ保育園登録率が正確に算定されているか疑わしい。市町に対して基準日を揃えた形で指示を行う必要があると考えられる。</p>	<p>次期エンゼルプランにおいても、マイ保育園利用登録率を目標として掲げ、その算定式の分母と分子の基準日を揃えた形で数値を把握していくこととした。</p>
91	意見19	子育て	「石川県における消費税等仕入控除税額の取り扱い」 一時預かり事業費補助金 【財政】	<p>消費税等仕入控除税額の取り扱いは、補助金の過大交付を是正する趣旨に基づくものであり、他の補助金についても同様の趣旨が当てはまると考えられる。</p> <p>石川県では、「石川県補助金交付規則」及び各要綱において、補助金に係る消費税等仕入控除税額の取り扱いに関するルールを統一的には定めていない。</p> <p>補助金に関する基本的な事項を定めた「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第3条第1項においては、関係者の責務として、補助金を交付する各省各庁の長は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない旨規定されている。</p> <p>上記の趣旨に照らし、補助金がより適正に交付されるよう、金額的影響を把握するとともに、事務負担を考慮した上で、補助金に係る消費税等仕入控除税額の取り扱いについて検討を進めることが望まれる。</p> <p>また、消費税等仕入控除税額の報告を受けとる際は、報告の要否を確かめる体制を整えるとともに、報告及び返還を受ける場合の手続についても整理することが望まれる。</p>	<p>必要があれば個別の補助金毎に定めるべきものであり、ルール統一は行わないが、今後、同様な手続上の不備が発生しないよう、補助金交付要綱に当該規定を設けている補助金については、手続きに遺漏のないよう、庁内に周知することとした。</p>

平成30年度包括外部監査 指摘事項・意見措置状況一覧

テーマ:結婚、妊娠・出産、子育てへの支援の行政の財務事務の執行及び事業の管理について

報告書頁	区分	プランの柱	概要	内容	措置状況
97	意見20	子育て	「加算対象の事業の実績に関する資料の入手」 地域子育て支援拠点事業費補助金 【少子化】	「地域子育て支援拠点事業実施要綱」において補助金の加算対象となる事業を実施している場合には、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に従い実施内容に応じた金額の補助金が交付される。 県は補助金額を確定するにあたっては、対象事業の実施の有無の報告を受けるのみであり、実施の事実を裏付ける資料は入手していない。そのため、事業の実施内容、実施時期等の実態を確認することができなかった。 加算対象となる事業の内容の確認はまず補助事業の実施主体である市町において行われるべきであるが、前掲した石川県補助金交付規則第14条第1項には「報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、(中略)補助金の額を確定する」と規定されていることから、補助金の正確な計算及び公平な交付を行うため、現状の報告書では確認できない加算対象となる事業の実施内容に関する資料を入手することが望ましい。	加算対象事業がある場合は、裏付ける資料を提出するよう、実績報告書の様式を変更した。
100	意見21	子育て	「次期プランにおける目標設定」 地域子育て支援拠点事業費補助金 【少子化】	平成27年度から平成29年度の拠点数と1日当たり利用親子組数の推移を把握したところ、拠点数については、全体では増加しているが、補助対象拠点は平成28年度に減少して以降増減が無く、補助対象拠点の1日当たり利用親子組数は、横這いあるいは微減傾向であった。 当該状況から、拠点数はある程度充実したものの新たな利用者へのアプローチや従事者の確保に課題があると想定される。 エンゼルプラン2015の施策の目標の指標とされている拠点数については、ある程度目標に近づいている。次回のプランの策定に当たっては、現行のプランの結果を分析し、具体的な課題を把握するとともに、当該課題に対応する実現可能な目標を設定することが望まれる。	当該事業の実施主体である市町の意見を聞きながら、課題を把握し、検討していきたい。
108	意見22	子育て	「随意契約における目標設定と評価」 女性ジョブサポートいしかわ 【労企】	随意契約であること及び事業に要した運営費の実費相当額を委託費として支払っていることから、年度ごとの目標数値の設定を行い、目標数値に対する効果の測定及び効率性の検討を行うとともに、当該目標を達成するためにより効果的かつ効率的な他の手段がないか年度ごとに検討を行うべきである。	年度ごとの目標数値を設定し、目標数値に対する効果測定及び効率性の検討を行うとともに、目標達成のためより効果的かつ効率的な他の手段がないか年度ごとに検討を行うこととした。

平成30年度包括外部監査 指摘事項・意見措置状況一覧

テーマ:結婚、妊娠・出産、子育てへの支援の行政の財務事務の執行及び事業の管理について

報告書 頁	区分	プラン の柱	概要	内容	措置状況
114	意見23	子育て	「産休等代替職員任用承認申請書の提出期限」 産休等代替職員設置事業費補助金 【少子化】	「石川県産休等代替職員制度実施要綱」第7条においては、児童福祉施設等の長は、産休等代替職員を任用しようとする場合、任用申請書を、産休の場合は任用しようとする日の2ヵ月前の日、病休の場合は任用しようとする日の10日前の日までに提出しなければならないとされている。 平成29年度の任用申請書の提出状況を確認したところ、上記提出期限が遵守されていない例がみられた。産休や病休は予め想定できない場合もあり、また、必要な資格を要する代替要員を適時に確保できないなどの要因が考えられる。 各施設へのヒアリング等により申請準備に要する平均的な期間を把握するとともに、現実的に遵守可能な提出期限への改定の可否について検討することが望まれる。	補助事業者の標準的な申請期間に鑑み、現実的に提出可能な期限となるよう、実施要綱の見直しを検討することとした。
115	意見24	子育て	「補助金交付申請書及び実績報告書の提出遅延」 産休等代替職員設置事業費補助金 【少子化】	「石川県産休等代替職員費補助金交付要綱」第3条においては、補助金の交付申請及び実績報告は、事業完了後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならないとされている。 平成29年度の交付申請及び実績報告の提出状況を確認したところ、3月31日までの提出はなされていたものの、事業完了後1か月以内に実績報告の提出がなされていないものが見受けられた。 例えば、添付資料に不備があり再提出を求めた結果、期限内に提出できないものもあるとのことであったが、提出が遅延した場合は、補助金の適時な交付が妨げられることから、県においては、各施設に対し早期の督促を行う等、期限内の提出を促す対応を行うことが求められる。	補助事業者に対し実績報告書の期限内提出の遵守を徹底させることとした。
115	意見25	子育て	「補助金の交付決定のタイミング」 産休等代替職員設置事業費補助金 【少子化】	平成29年度の補助金の交付決定の状況を確認したところ、当年度の交付決定は1月以降に偏って実施されており、交付申請及び実績報告の提出から半年近くが経過しているものもあった。 「石川県補助金交付規則」第7条においては、補助金の交付を決定したときは、速やかに通知を行うこととされている。また、交付申請及び実績報告の受付から相当期間が経過する場合は、交付決定手続の脱漏が生じる恐れがあることから、適時に交付決定手続きを行うことが望まれる。	補助事業者からの交付申請及び実績報告が提出された場合に、適時に交付決定の手続きをすることとした。



平成30年度包括外部監査 指摘事項・意見措置状況一覧

テーマ:結婚、妊娠・出産、子育てへの支援の行政の財務事務の執行及び事業の管理について

報告書 頁	区分	プラン の柱	概要	内容	措置状況
116	意見26	子育て	<p>「産休等代替職員設置事業費補助金の今後の在り方」</p> <p>産休等代替職員設置事業費補助金【少子化】</p>	<p>産休等代替職員設置事業費補助金の趣旨は、産休等の必要がある職員の母体の安全や専心療養を実現するため、代替職員の確保を支援し、産休等を取得しやすい環境を整えることにありと捉えられる。当該趣旨に照らした場合、代替職員は、産休等により生じた欠員を補充するため新たに雇用された者であることが想定されるが、平成29年度の交付申請及び実績報告に添付された出勤簿、賃金台帳及び雇用契約書等を閲覧したところ、代替職員は産休等の開始前から雇用されている者が殆どであった。これは、各施設において、産休等が発生する都度、期限付きで職員を採用することが困難であることから、産休等が発生した場合でも必要な人員を確保できるよう予め余裕を持って採用を行っているためであると想定される。</p> <p>「石川県産休等代替職員制度実施要綱」では、新たに任用する者の定義は明確にされておらず、休暇前より雇用している者も補助の対象になるため、産休等に対応する目的でなく雇用していた者であった場合には、補助の趣旨に必ずしも当てはまらない可能性がある。</p> <p>また、現状では、産休等を見越した人員確保ができる体力のある施設ほど補助を受け易く、小規模な施設ほど補助の機会に乏しいという不公平が生じる可能性もある。</p> <p>上記の懸念事項を解決するためには、補助基準を明確にすることと、人員確保に向けた取組に対する補助が公平に行われることが必要である。例えば、予め定員を超えた人員を確保している場合は別の補助を行うことも考えられる。</p> <p>必要な定員を上回る保育士等の雇用に対する補助を行っている市町もあるとのことであり、今後、補助基準の見直しや市町との連携による効果的な補助についての検討がなされることが期待される。</p>	<p>補助基準について、当該事業の趣旨や他県の実施状況を勘案し、「新たに任用する者の定義として、すでに雇用されている者であっても対象とする」旨を明確にするとともに、人員確保の取組に対する補助については、市町の意見も聞きながら、必要に応じて検討していきたい。</p>

平成30年度包括外部監査 指摘事項・意見措置状況一覧

テーマ:結婚、妊娠・出産、子育てへの支援の行政の財務事務の執行及び事業の管理について

報告書頁	区分	プランの柱	概要	内容	措置状況
127	意見27	子育て	「受け入れ体制の現状把握」 病児・病後児保育事業費補助金【少子化】	<p>当該事業は、病気が発生した場合等に実施されるものであり、日によっては利用が無い場合もある一方、インフルエンザ等の流行があった場合には、希望者全員の受入が困難となることも想定される。</p> <p>病児対応型及び病後児対応型の拠点の稼働率を調査したところ、病児対応型については、平均的な稼働率を超えている市町があった。これらの市町については、日によってはすべての希望者の受入が困難な状況が生じていることも想定される。原因としては、職員の確保が困難であることや施設基準により、定員を増加できないことも考えられる。</p> <p>当事業は、病気等が発生した場合に就労と子育ての両立を図る事業であり、希望があった場合は適時に受け入れることによってこそ、その効果が発揮される事業である。</p> <p>県においては、まずは、現状を把握したうえで、状況に応じた受け入れ体制の強化を検討することが望ましい。</p>	<p>まずは、病児・病後児の需要と供給のバランス等の現状を把握することとした。</p>
128	意見28	子育て	「申請書類の様式統一」 病児・病後児保育事業費補助金【少子化】	<p>申請用紙及びこれに添付する診断書の様式は市町毎に異なり、受診した医療機関と利用する病児保育施設とで市町が異なる場合に、所在する市町の様式でなければ受理されない施設もあるとのことであり、どの施設を利用できるかわからないため、同一内容の診断書等を複数枚発行するなど利用者や医療機関に事務負担が生じるケースもあるとのことである。</p> <p>当該事業は就労と子育ての両立を図るものであり、その利用促進のためには、保護者の事務負担はできる限り軽減することが望ましい。</p> <p>県においては、児童の症状等を把握できれば、診断書の様式は問わずに利用を受け付けるよう各病児保育施設に協力を依頼する等、子育て支援のための事業をより利用し易い仕組みとするよう検討されたい。</p>	<p>受診した医療機関と利用する病児保育施設とで市町が異なる場合も、利用手続きに差が生じないように、市町に説明するとともに、各病児保育施設に周知徹底するよう指示した。</p>
162	意見29	子育て	「市町との連携」 多世代交流拠点運営事業費補助金【少子化】	<p>事業計画の「情報発信」では、「市町や団体等に対する見学等の受け入れ」という記載があるが、事業実施報告書には該当する記載がない。</p> <p>当該事業は多世代交流拠点が広く展開されることを後押しするためのモデル事業であると考え、市町等から試してほしいイベントや多世代交流に関する事業を募って、それらを取り入れたうえで実績報告の発信をすることなど、市町等との連携を強める施策を講じることが望まれる。</p>	<p>市町や団体等に対する見学等の受入など、市町等との連携については以前より実施しているところではあるが、より強化していく。また、見学等の受け入れについては、補助金交付先に対し事業実施報告書へ記載を指示した。</p>

平成30年度包括外部監査 指摘事項・意見措置状況一覧

テーマ:結婚、妊娠・出産、子育てへの支援の行政の財務事務の執行及び事業の管理について

報告書頁	区分	プランの柱	概要	内容	措置状況
163	意見30	子育て	「多世代交流拠点運営事業費補助事業の今後の在り方」 多世代交流拠点運営事業費補助金 【少子化】	子育ての不安を軽減するために「地域子育て支援拠点事業」「マイ保育園事業」など県内の全市町で展開されている施策が多く存在するなか、当事業は多世代交流拠点における地域の子育て支援機能を強化することを目的に実施しているものであるが、多世代による交流・イベントも手探り状態で、経済性・効率性が高いとはいえない事業である。 県内に多世代交流拠点を広く展開することが目的のモデル事業とはいえ、5年10年と際限なく事業を続けることがないよう、当該事業がどのような形になることを目標とし、どのような状況になれば他の市町等でも多世代交流を目的とした事業に注力するという意思決定を行うのか、市町への意見聴取、全体のスケジュール及び毎年の目標設定と成果の評価を実施することが必要と考える。	多世代交流を展開するために必要となる課題やニーズを市町等と情報交換を行い、しあわせのいえにおける取組の充実を図り、その成果や課題に対する対応策等を整理し、次期エンゼルプランの計画期間に市町における多世代交流の取組が広がるよう、しあわせのいえでの取組を情報発信していく。
171	意見31	子育て	「委託先の選定方法及び随意契約における目標設定と評価」 いしかわ子ども交流センター管理運営費 【少子化】	運営委託先の選定は、いしかわ結婚・子育て支援財団との随意契約となっている。平成20年度以来、同財団との随意契約が続いていることなどから、サービスの向上や新たな視点での施策を講じるため、随意契約ではなくプロポーザル形式の委託先選定へ変更することも有益ではないかと考えられる。また、本館、小松館、七尾館の各施設別に委託先を選定することにより、近隣の民間企業への委託を可能とし、効果的かつ効率的な経営が実施される可能性も否定できない。委託先の選定方法の見直しについて検討が望まれる。 ただ、財団の経験が不可欠であるとして、随意契約を継続することが合理的という判断も考えられる。その場合は、随意契約で毎年契約が更新されていくという前提のもと、毎年、業務に関する目標設定を行い、業務改善報告等を求めて、当該事業が年々有効かつ効率的に実施されるような取組を求めることが必要と考える。	3館の運営は、全県で子育て支援事業を実施し、プラネタリウム投映にも専門知識を有する財団の経験が不可欠であり、プロポーザル形式ではなく、随意契約を継続することが合理的と考えている。 業務の執行に関しては、県子ども政策課長、財団専務理事、子ども交流センター長とで構成する「三者会議」を開催し、当該会議の場において、当該事業が、年々有効かつ効率的に実施されるよう、毎年、業務に関する目標を設定し、実績や改善点等の報告を求めるとした。
171	意見32	子育て	「委託業務執行結果の報告」 いしかわ子ども交流センター管理運営費 【少子化】	委託契約書に添付されている仕様書に記載されている委託業務の具体例には、モデル的な中高生の「居場所づくり」や中高生と幼児とのふれあう機会の提供などを求めている。いしかわ子ども交流センターのイベントでは、様々な形で中高生が参加しているが、委託事業執行結果報告書にはその内容について当該切り口での記載がない。委託契約書に添付されている仕様書記載の内容について、正しく業務を行っているか、明確に報告させ確認する必要があると考える。	委託先に対し、事業執行結果報告書への適切な記載の徹底を指示するとともに、平成30年度委託事業執行結果報告書については「仕様書に準じた内容」に修正した。

平成30年度包括外部監査 指摘事項・意見措置状況一覧

テーマ:結婚・妊娠・出産、子育てへの支援の行政の財務事務の執行及び事業の管理について

報告書頁	区分	プランの柱	概要	内容	措置状況
173	意見33	子育て	「いしかわ子ども交流センターの今後の在り方」 いしかわ子ども交流センター管理運営費 【少子化】	いしかわ子ども交流センターの本館、七尾館、小松館ともに施設の老朽化が進んでおり、近年修繕費の金額も多額となっている。このままランニングコストとして多額の修繕費を税金投入するべきなのか否か、必要な施設であるならば建て替えの要否、建て替え時にはどの程度の規模、どのような事業を継続するのか十分な検討が必要である。各地区の児童館数、県内プラネタリウム数等、ありとあらゆる情報を検討し、いしかわ子ども交流センターの今後のあり方を検討することが望まれる。	子ども交流センターは、本県の子どもの健全育成及び子育て支援に係る拠点施設としての役割を担っており、今後のあり方については、まずは様々な情報を収集してまいりたい。
200	意見34	子育て	「要綱における補助要件の明確化」 健やかふれあい保育事業費補助金 【少子化】	石川県健やかふれあい保育事業費補助金交付要綱第5条第2項においては、補助を受けようとする私立保育園又は私立幼保連携型認定こども園に対し、障害児1人あたりにつき月額87,250円以上の額を助成する市町に限り補助を行うこととされている。 平成29年度実績報告書を閲覧したところ、1人当たりの助成月額が、87,250円に満たない市があった。 これは、週のうち一部の日について障害児通所施設を利用している場合等には、月額87,250円に、保育所に通園した実日数に応じた割合を乗じて計算した金額による助成がなされている例であり、このような場合においても、上記要綱の規定を満たすものとして、補助の対象としているとのことであった。例えば、週のうち半分を障害児通所を利用した場合は、月額87,250円の半額に相当する月額43,625円の助成が行われ、当該金額により実績報告がなされることとなり、県は当該金額に基づき補助を行っている。 当事業は、市町が、障害児の受け入れに係る保育士の人件費を助成した場合に、当該金額に対する補助を行うものであり、補助の基準となる月額に保育士の実働に応じた割合を乗じて助成された場合であっても、月額に換算した場合には要綱における基準額が実質的に満たされると捉えられることから、不合理な点は無いといえる。 しかし、現状の要綱においては、上記のように実働に応じた割合を乗じることについては明記されていない。そのため、仮に、他の市町において、実働に応じた助成を行いたいものの、その場合には補助対象とならないと認識し、助成を行わなかった市町と実働に応じた助成を行っている市町と比し、不公平が生じる可能性がある。 そのため、市町において補助要件の認識に差異が生じないよう、要綱において実働に応じた割合を乗じた場合も補助対象となる旨を明記する等の対応がなされることが望まれる。	市町において補助要件の認識に差異が生じないよう、補助要綱の運用の明確化を図った。具体的には、本補助金は、保育所等において障害児保育を実施するために必要な加配保育士等の人件費を補助し、以て障害児の受入れ体制を整備することが目的であることから、対象障害児が通園する実日数に関わらず補助することについて、市町に周知した。

平成30年度包括外部監査 指摘事項・意見措置状況一覧

テーマ:結婚、妊娠・出産、子育てへの支援の行政の財務事務の執行及び事業の管理について

報告書頁	区分	プランの柱	概要	内容	措置状況																										
215	意見35	働き方	「成果指標の見直し」 ワークライフバランス推進事業費(大学生に対する普及啓発推進) 【少子化】	大学生向けライフプラン・キャリアデザインセミナーについて、成果指標として、セミナーの実施校数(累計)の数値を用いているため、あくまで県内大学等19校に対して一度ずつセミナーを開催することが目標となっている。過年度に実施した大学でセミナーを再度開催する場合であっても、同じ学生が受講するわけではない。ワークライフバランスの考え方を広く学生に周知し、就職後にワークライフバランスの意識を根付かせるという意味では、実施校数(累計)とするのではなく、受講者数で成果を図るほうがより適切と思われる。	成果指標を「受講者数」とすることとした。																										
215	意見36	働き方	「活動指標・成果指標の設定」 ワークライフバランス推進事業費(育休からの復帰・就業継続サポート)【少子化】	育休からの職場復帰・再就職支援セミナー、仕事と育児の両立ミーティングについて、目標となる指標を設定していないとのことであるが、目標となる指標を設定することが望まれる。	目標となる指標として「セミナー等参加者の満足度」を設定することとした。																										
215	意見37	働き方	「目標数値を達成するための施策」 ワークライフバランス推進事業費(企業向け後押し) 【少子化】	当該事業のエンゼルプラン上の設定されている目標項目のうち、育児休業取得率(男性)、年次有給休暇取得率の目標値と実績値は以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="461 1078 1102 1209"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="4">実績値</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育児休業取得率(男性)</td> <td>%</td> <td>1.1</td> <td>1.1</td> <td>2.2</td> <td>2</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>年次有給休暇取得率</td> <td>%</td> <td>37.7</td> <td>37</td> <td>41.2</td> <td>37.9</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>現状、いずれも目標値と実績値に大幅な乖離がみられ、目標値を大幅に下回る見込みである。施策としてセミナーや実践講座による啓もう活動や優良企業への表彰を行っているが、上記実績値を見る限り、現在の施策だけであると目標値は到底達成しえない。目標値を達成するためには、表彰を受けた優良企業に具体的なメリット(例えば、優良企業名の求職者への周知を支援するなど)を付与したり、場合によっては労働局との連携を強化するなど、強力な施策を実施する必要がある。</p>	項目	単位	実績値				目標値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度	育児休業取得率(男性)	%	1.1	1.1	2.2	2	13	年次有給休暇取得率	%	37.7	37	41.2	37.9	70	男性の子育て参画促進に向け、男性に対する意識啓発と、企業側の理解促進の両面から取り組むなど、より効果的な施策を検討し、実施していくこととした。
項目	単位	実績値					目標値																								
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度																									
育児休業取得率(男性)	%	1.1	1.1	2.2	2	13																									
年次有給休暇取得率	%	37.7	37	41.2	37.9	70																									